

児童生徒・教職員とその家族に感染等が判明した場合の対応について

城里町教育委員会

令和2年12月17日 一部改訂

①児童生徒、教職員の家族の職場や学校等に濃厚接触者がいた場合

- ▶家族が濃厚接触者と判定されるまで → 児童生徒は出席停止／教職員は自宅待機
- ▶家族が濃厚接触者ではない場合 → 児童生徒は通常登校が可能／教職員は通常勤務が可能
- ▶家族が濃厚接触者である場合 → ②へ

・児童生徒本人、教職員本人に濃厚接触者の疑いがある場合、濃厚接触の有無が判明するまで児童生徒は出席停止、教職員は自宅待機（特別休暇）とする。

②児童生徒、教職員の家族が濃厚接触者となった場合

- ▶家族の検査結果が出るまで → 児童生徒は出席停止／教職員は自宅待機
- ▶家族の検査結果が「陰性」だった場合 → 児童生徒は通常登校が可能／教職員は通常勤務が可能
- ▶家族の検査結果が「陽性」だった場合 → ③へ

③家族の感染が判明するなど、児童生徒、教職員が濃厚接触者となった場合

- ▶検査結果が出るまで → 児童生徒は出席停止／教職員は自宅待機
- ▶検査結果が「陰性」だった場合 → 児童生徒は通常登校が可能／教職員は通常勤務が可能

・濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の期間は、保健所と相談の上、判断する。

- ▶児童生徒の感染が判明した場合
 - ▶教職員の感染が判明した場合
- } ④へ

- ▶校内の消毒を十分に行う。
- ▶保健所が濃厚接触者を特定するが、学校においても把握に努める。
- ▶児童生徒、教職員の健康観察を徹底する。

④児童生徒、教職員の感染が判明した場合

- ▶**児童生徒の感染の場合**：児童生徒は治癒するまで出席停止
- ▶**教職員の感染の場合**：教職員は治癒するまで療養休暇
- ▶**校内における濃厚接触者全員の検査結果が陰性と確認されるまで、学校の臨時休業を実施する。**

・学校の再開については、感染者の濃厚接触者に対して検査及び消毒作業を実施した上で、保健所や学校医と相談して判断する。

- ▶**校内の消毒を十分に行う。**
- ▶**保健所が濃厚接触者を特定するが、学校においても把握に努める。**
- ▶**児童生徒、教職員の健康観察を徹底する。**

参照：学校再開ガイドライン（10月21日時点） 茨城県教育委員会

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3 Ver5）文部科学省